

基本方針

- I 家庭での養育が困難な児童には、児童の最善の利益を確保するため、里親、養子縁組を最優先に考慮いたします。
- II 保護者による児童の養育が将来にわたって困難と判断される場合は、パーマネンシーの観点から児童の永続的な養育者との関係を形成するために養子縁組を積極的にすすめます。
- III 養子縁組は「子どもの福祉」のためのものであるという視点を徹底し、あっせんについては必要な手数料以外は受け取りません。
- IV 養子縁組をすすめる場合、以下のことを尊重して業務を行います。
 - 1 生みの親が自ら養育できる可能性を探り、児童ができる限りその父母によって養育される権利を大切にします。
 - 2 生みの親の養子縁組に関する同意を得る場合、自らの自己決定による判断が充分にできる時間を考慮し、支援するとともにその決定を尊重します。
 - 3 児童が国内で養育されるために、国内の養親希望者を優先して選定できるように最大限の努力をいたします。
 - 4 養子となった児童が自らの出自を知る権利を保障するため、養親に生みの親や児童の情報を提供します。また、養子縁組に関する記録については永久保存いたします。
 - 5 養子縁組は生涯にわたりさまざまな課題があるため、縁組後も必要に応じて養親・生みの親・養子のサポートを行います。
 - 6 養子縁組の課題に応じた適切な支援を行うため、関係機関との連携を重視します。
- V 養子縁組のあっせんを行うソーシャルワーカーを育成し、質の向上に努めます。

手数料について

当協会では、法で定められた第1号手数料（養親希望者に係る業務に現に要した費用）を、養親希望者にご負担いただきます。

- ・ 養親希望者への調査・訪問等、養子縁組までに協会が要した交通費
- ・ 養親希望者への研修に要する費用
- ・ 児童の委託までに要した保育料・養育費
- ・ 児童の医療費・健康保険料
- ・ その他、必要な費用については協議をします。

公益社団法人 家庭養護促進協会

□神戸事務所

〒650-0016 神戸市中央区橘通3-4-1
神戸市立総合福祉センター2階
TEL 078-341-5046 FAX 078-341-1096
E-MAIL ainote@kjd.biglobe.ne.jp

□大阪事務所

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センター210号室
TEL 06-6762-5239 FAX 06-6762-8597
E-MAIL fureai-osaka@nifty.com